

滋賀県 HACCP 適合証明制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品、添加物、器具または容器包装(以下「食品等」という。)の製造、加工または調理(以下「製造等」という。)を行う工程であって、その衛生管理(食品等の表示に関する管理を含む。以下同じ。)の方法が食品衛生法第 51 条第1項第2号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組、その他高度な衛生管理が適切に実施されているものを証明することにより、県内で製造される食品等の安全性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「食品等事業者」とは、県内(大津市の区域を除く。)の施設において製造等を行うものをいう。

(証明)

第3条 証明を受けようとする食品等事業者は、別に定める要領に基づき書類確認および現地確認を受けなければならない。

2 前項の結果、別表第1の事項に適合していると認められた食品等事業者は、速やかに適合証明書交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の交付申請書の提出を受けたときは、当該食品等事業者に対し、適合証明書(別記様式第2号)(以下「証明書」という。)を交付する。

4 証明書は、施設ごとに別表第2に掲げる大分類ごとに交付するものとする。ただし、必要に応じて中分類または小分類に限定して交付することができる。

(公表)

第4条 知事は、証明書を交付したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 証明書を交付した食品等事業者の氏名(法人にあつては、その名称)
- (2) 証明書を交付した施設の名称および所在地
- (3) 証明書を交付した食品等の分類
- (4) 適合確認年月日
- (5) 証明書交付年月

(手数料)

第5条 手数料は、滋賀県使用料および手数料条例第2条第1項第 23 号の2の規定による。

(その他)

第6条 その他本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。